

令和4年4月「雑がみ」収集スタート!!

家庭から出るごみ（焼却ごみ）の約50%が紙類・布類で占められています。その中にはリサイクルできる紙が多く含まれています。佐川町・越知町・仁淀川町では、可燃ごみの減量化と資源物の資源化率の向上を目指し、家庭から出る資源物の分類として、「雑がみ」の分別収集をスタートします。

それとは別に、「雑誌・チラシ」としていた分類を「新聞・チラシ」、「雑誌・本」に変更されます。

分け方・出し方のルールを守って、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

「雑がみ」って何？

▶ 新聞紙・チラシ、雑誌・本、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。

♻️マークの有無や、大きさは問いません。

ただし、リサイクルできない紙類や異物（禁忌品）は、混ぜないでください。

雑がみとして出せるものの例

●紙袋

●紙製手さげ袋



●トイレト

ペーパーの芯



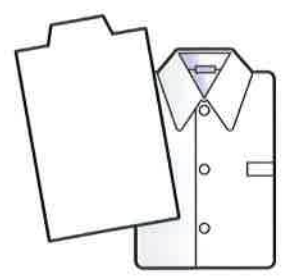
●菓子や食品類の箱



●コピー用紙、メモ用紙

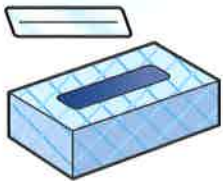


●ワイシャツの台紙



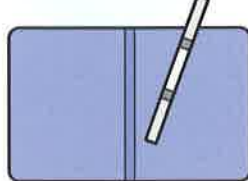
●ティッシュの箱

ビニール部分は取り除く



●紙製のファイル

金具類は外す



●封筒、はがき、ダイレクトメール類（圧着はがきは除く）

窓のセロハンは取り除く



あて名シールはそのままOK



●カレンダー

留め金具等は取り除く



※紙以外の部分がある場合には、取り除いてください。

例：ティッシュの箱のビニール、封筒の窓のセロハン、紙以外の紙袋の取っ手、カレンダーの金具など。

※個人情報を含むものは、「可燃ごみ」として出してもかまいません。

※ひもがけできない場合は、紙袋に入れるなどの工夫をしてひもがけするようお願いします。

紙類の分別方法が変わります!!

➔ これまでの紙類の分類を「雑がみ」を新設することに加え、「雑誌・チラシ」としていた分別を「新聞・チラシ」、「雑誌・本」に変更されます。ご協力をお願いします。

従来の分け方

新聞

雑誌・チラシ

段ボール

紙パック

〈変更後〉

【令和4年4月以降の紙類の分け方と出し方】

紙類については、リサイクル方法が異なるため、次の**5つに分別**して出してください。

雑がみ

リサイクルできない紙類や異物が混じりやすいため、きちんと分別してください。

出し方

ひもで十字に束ねて出す。
または、紙袋に入れて出す場合も同様にひもがけて出す。
(取っ手が紙以外のものは取り除く)



新聞紙・チラシ

出し方

ひもで十字に束ねて出す。



段ボール

段ボールとは、波型の中しんがあるものです。

出し方

一辺を50cm程度に折りたたみ、ひもで十字に束ねて出す。



雑誌・本

本の形にとじられたノート、カタログ等を含みます。

出し方

ひもで十字に束ねて出す。



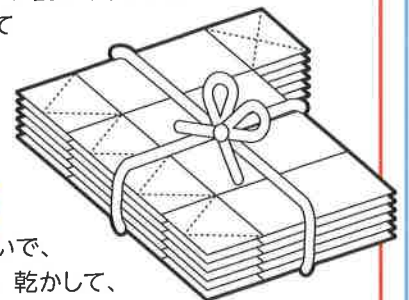
紙パック



マークがついているものに限ります。内側がアルミ加工のものは、可燃ごみへ出してください。プラスチック製のキャップも取り除いてください。

出し方

水ですすいで、切り開き、乾かして、ひもで十字に束ねて出す。



〈ポイント〉

- 雑誌、チラシなどに付いているCD、DVD、アイロンプリント紙などは取り除き可燃ごみへ出す!
- ダイレクトメール、チラシ、新聞紙などのビニールの外袋は取り除き可燃ごみへ出す!
- ひもについては、ビニールひもでもかまいません。

リサイクルできない紙類や異物(禁忌品)は混ぜないで!

➔「禁忌品」とは、リサイクル処理中の機械トラブルや不良品の原因を引き起こすため、リサイクルできず、紙類で出してはいけないもののことをいいます。きちんと分別して混ぜないようにしてください!

【主な禁忌品】

可燃ごみに出すもの

汚れがついた紙 (食品、汚物など)

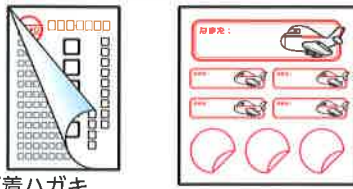
➔衛生上問題があります。



ティッシュペーパー ピザの箱

粘着物がついている紙

➔機械・再生品にのりが残ります。



圧着ハガキ (公共料金のはがき等) シール・シール台紙

強いにおいがついた紙

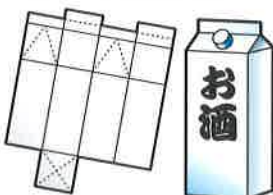
➔再生品ににおいが残ります。



洗剤の箱 石鹸・線香の箱

特殊な加工がされている紙

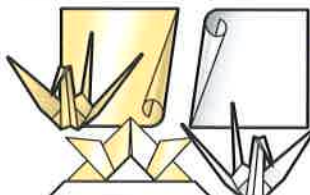
➔再生品に異物が混じります。



樹脂・アルミコーティング紙 (内側が銀色の紙バック)



防水加工された紙 (ビール等の6缶パック)



箔押しされた紙 (金・銀色の折り紙等)



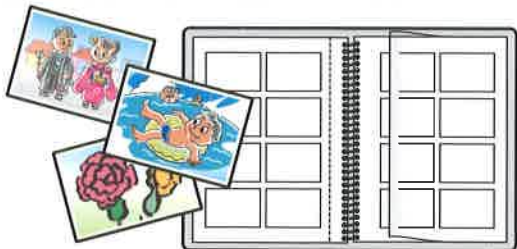
ラミネート加工された紙



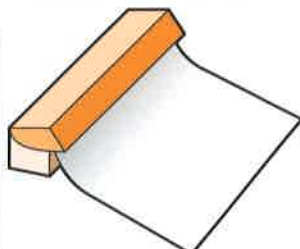
感熱性発泡紙 (点字印刷物)

水に溶けない紙

➔水に溶けないため、製紙原料となりません。



印画紙 (写真、アルバム、インクジェット写真用紙等)



硫酸紙 (クッキングシート等)



防水加工された紙 (紙コップ・紙皿、カップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器等)

紙製品以外の異物

➔紙ではないため、製紙原料にはなりません。



不織布、合成紙、石、ガラス、プラスチックなど紙以外のもの (マスク・ペット用トイレシート・雑誌に付いてるCD等)

特殊なインクが使われている紙

➔再生品にインクが残ります。



感熱紙 (レシート等)

昇華転写紙 (靴の詰物等)

カーボン紙 ノーカーボン紙 (宅急便の伝票等)

シュレッダーにかけた紙

➔禁忌品の判別ができません。

個人情報記載された圧縮はがき、宅急便の伝票などの禁忌品を、シュレッダーにかけることが多いため



〈ポイント〉

♻️マークがついている全てのものが、リサイクルできるわけではありません。分別するときは、禁忌品か否かで、判断してください。

間違いやすい紙類の早見表

	品名	分別区分	
あ	アイスクリームの紙容器	可燃ごみ	
	アイロンプリント紙		
	厚紙	雑がみ	
	圧着はがき	可燃ごみ	
	油紙		
	アルバム		
	アルミ箔がはられた紙		
	ウェットティッシュ	雑がみ	
	お菓子の箱		
か	カーボン紙	可燃ごみ	
	カタログ	雑誌・本	
	学校等のプリント用紙	雑がみ	
	カップめんの容器	可燃ごみ	
	紙コップ		
	紙皿		
	紙テープ	雑がみ	
	ガムテープ	可燃ごみ	
	画用紙	雑がみ	
	キッチンペーパー	可燃ごみ	
	金・銀が箔押しされた紙		
	クッキングシート		
	靴の箱	雑がみ	
	コピー用紙		
	さ	シール・シール台紙	可燃ごみ
写真			
シュレッダーにかけた紙		雑誌・本	
書籍			
食器類の箱			雑がみ
石鹼の包み紙			可燃ごみ

	品名	分別区分
さ	石鹼の箱	可燃ごみ
	線香の箱	
	洗剤の箱	
た	宅急便の伝票	可燃ごみ
	ティッシュペーパー	
	ティッシュペーパーの箱 (紙以外は取り除く)	雑がみ
	伝票類	可燃ごみ
な	トイレットペーパーの芯	雑がみ
	ノート	雑誌・本
は	はがき(圧着はがきや写真付は可燃ごみ)	雑がみ
	パンフレット	
	ピザの箱	可燃ごみ
	ビニールコーティング用紙	
	ビールマルチパック(6缶入り)	
	封筒(セロハン部分は取り除く)	雑がみ
	ふすま紙	可燃ごみ
	プラスチックフィルムが 張り合わされた紙	
	ペーパータオル	
	防水加工された紙	
ま	包装紙	雑がみ
	マッチの箱	可燃ごみ
や	名刺	雑がみ
	模造紙	
ら	ヨーグルト紙容器	可燃ごみ
	汚れた紙	
わ	ラミネート加工紙	可燃ごみ
	レシート	
わ	和紙	雑がみ
	割りばしの袋(紙製)	

【お問い合わせ先】

電話番号

- ・佐川町役場 町民課 0889-22-7706
- ・越知町役場 環境水道課 0889-26-1114
- ・仁淀川町役場 町民課 0889-35-1088
- ・仁淀総合支所 住民福祉課 0889-32-1111
- ・池川総合支所 住民福祉課 0889-34-2111
- ・高吾北清掃センター 0889-22-3111

〈ポイント〉

収集や持ち込み利用以外にもスーパー等には紙類(新聞紙、雑誌、雑がみ、紙パック)などの店頭回収に積極的に取り組んでいる店舗もあります。